

労働施策総合推進法に基づく中途採用比率の公表

労働施策総合推進法により、令和3年4月1日から、常時雇用する労働者が301人以上の企業において、正規雇用労働者の中途採用比率の公表が義務化されたことから、（公財）名古屋市教育スポーツ協会の直近3事業年度の中途採用比率を公表します。

併せて、令和3年9月30日に公表しました令和3年度の中途採用比率に誤りがありましたので修正します。

	正規雇用労働者の採用数 (A)	うち 中途採用者 (B)	公表する中途採用比率 ($B/A * 100$ により算出した比率の 小数点以下第一位を四捨五入)	
令和3 (2021) 年度	5人	4人	$4/5 * 100 = 80$	80%
令和4 (2022) 年度	採用者なし			
令和5 (2023) 年度	採用者なし			

公表日：令和6 (2024) 年6月1日

修正前

	正規雇用労働者の採用数 (A)	うち 中途採用者 (B)	公表する中途採用比率 ($B/A * 100$ により算出した比率の 小数点以下第一位を四捨五入)	
令和3 (2021) 年度	5人	3人	$3/5 * 100 = 60$	60%

修正日：令和6 (2024) 年6月1日